

田布施町人権教育推進大会

☎ 社会教育課 ☎ 52-5813
☎ 町民福祉課 ☎ 52-5810

人権意識の高揚を図り、一人ひとりが大切にされる町づくりを推進するため、人権教育推進大会を開催します。

◇日時 11月26日(土)午後1時30分～

◇場所 西田布施公民館

◇内容

①小・中学生の優秀作品の表彰および発表

(啓発標語・詩)

②記念講演

『いのちが喜ぶとき

～生まれて来てくれてありがとう～』

心理カウンセラー 阿波ひろみ氏

◇主催 田布施町・田布施町教育委員会

田布施町人権教育推進協議会

■11月11日(金)～17日(木)は
山口県の同和問題啓発週間です

県民一人ひとりが同和問題に対する
理解を深め、主体的に取り組むことが
できるよう、人権尊重の視点に立って、
全県的に各種啓発行事が行われます。

◇テーマ

人間尊重の視点に立った
同和問題に対する理解を
～『部落差別解消推進法』施行～

『障がい者の福祉』について関心と理解を深めましょう！

— 12月3日～9日は『障害者週間』です —

☎ 町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

障がい者虐待を発見したら報告を！

『障害者虐待防止法』では、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人に、通報義務を課しています。
気付いた人は、速やかに役場または障害者虐待防止センターに通報をお願いします。

■障がい者の虐待に関する相談・通報窓口

◇柳井圏域障害者虐待防止センター

☎ 52-2678 (24時間対応)

◇町民福祉課福祉係

・受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日・年末年始を除く)

☎ 52-5810

■『障害者虐待防止法』での『障害者虐待』とは

- ・養護者による虐待
- ・障害者福祉施設従事者による虐待
- ・使用者(雇用主など)からの虐待

◇具体的な『障害者虐待』の例

- ①身体的虐待 とても熱いものを食べさせられる・
部屋から出してもらえないなど
- ②性的虐待 お尻や胸をさわられる・裸の写真を撮
られるなど
- ③心理的虐待 どなられる・悪口やひどいことを言
われるなど
- ④経済的虐待 お金をとられる・お金を渡してもら
えないなど
- ⑤放任・放棄(ネグレクト) お風呂に入らせても
られない・ごはんを食べさせてもらえないなど

『障害者差別解消法』をご存知ですか

この法律は障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に
生きる社会の実現を目指したものです。ということが差別になるのかをきちんと判断できる物差しを法律で
定めるとともに『不当な差別的取扱い』を禁止し、『合理的配慮の提供』を求めています。